

## ●「年金生活者支援給付金」とは

年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という）は、前年の公的年金等の収入金額と所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給者に対し、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。2019年10月に消費税が8%から10%に引き上げられた際、その引き上げ分を財源として導入されました。これは一時的な給付制度ではなく、支給要件に該当している場合は、恒久的に支給されます。

この支援給付金は、年金受給者であれば誰でも受け取れるものではありません。次の種別によりそれぞれ支給要件や給付金の額が異なります。

## ●3種類の年金生活者支援給付金

支援給付金には、次の3種類があります。

## ① 老齢年金生活者支援給付金

対象者は、住民票上の世帯全員の住民税が非課税で、前年の年金収入額とその他の所得額の合計額が781,200円以下である、65歳以上の老齢基礎年金を受給している人です。同一世帯で1人でも住民税が課税されている人がいると、支給対象外となります。ただし、前年の年金収入額には、障害年金や遺族年金といった非課税収入は含まれません。

支援給付金の額は、上限月額5,140円ですが、国民年金保険料を納付した期間（保険料納付済期間）と保険料を免除されていた期間（保険料免除期間）に応じて算出され、国民年金保険料を40年間納付して満額の老齢基礎年金を受給できる人には、月額5,140円が支給されます。

一方、国民年金保険料に未納期間や免除期間がある人は、支援給付金が減額されます。たとえば、国民年金保険料の納付済期間が30年、未納

期間が10年の人のケースでは、支援給付金の額は、月額3,855円【5,140円×納付済期間30年（360月）÷40年（480月）】です。

なお、この支援給付金が支給されることで、所得額の逆転が生じないようにするため、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が781,200円を超えて881,200円以下である人には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。金額は、保険料納付済期間に基づく額（月額）に一定割合を乗じて算出されます。

## ② 障害年金生活者支援給付金

障害等級1級または2級の障害基礎年金を受給している人で、本人の前年の所得額の合計が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下であることが支給要件です。前述の①とは異なり、同一世帯に住民税を課税されている人がいても支給されます。

支援給付金の額は、障害等級1級が月額6,425円、障害等級2級が月額5,140円です。支援給付金を受給している人の障害等級が変更になった場合、変更の翌月から支援給付金の額が改定されます。

## ③ 遺族年金生活者支援給付金

遺族年金というと、年金を受給している配偶者が亡くなったときに、残された配偶者が受け取れるイメージがあるかもしれませんが、遺族年金生活者支援給付金は、遺族基礎年金を受給していることが支給要件となっています。遺族基礎年金の受給は、18歳未満の子がいることが条件になるので、子育て世代が対象。遺族厚生年金のみを受給している人には、遺族年金生活者支援給付金は支給されません。

支援給付金の額は、月額5,140円です。2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140円を子的人数で割った額がそれぞれに支給

されます。

## ●手続方法と注意点

支援給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要で

・ 65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給中で、支援給付金の支給が見込める人には、65歳の誕生月の初め（1日生まれの人は前月の初め）に、65歳以降の年金請求書と支援給付金の請求書が一体となった書類（はがき型）が送付されます。

・ 65歳の誕生日を迎え、老齢基礎年金を新規に請求する人には、65歳の誕生日の3か月前に、日本年金機構から年金請求書（事前送付用）が入った封筒に、支援給付金の請求書が同封されています。

注意点ですが、年金の請求手続きとは違い、支援給付金の請求は、手続きが遅れた場合でも、遡っての支給はありません。

原則、請求した月の翌月分からの支給になりますので、速やかに請求手続きをしましょう。ただし、新たに年金の受給権が発生し、3か月以内に請求した場合は、受給権発生

の翌月分から支給されます。支援給付金は、原則、2か月分が翌々月の中旬に年金受取口座と同じ口座に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは不要ですが、収入基準を超えるなど支給要件を満たさなくなった場合、支援給付金は支給されません。収入基準を超えて対象外になった後、再度収入が下がるなどして支給要件を満たす場合には、改めて認定手続きが必要になります。

なお、65歳からの老齢年金は、「繰下げ受給」をすることができますが、老齢基礎年金の繰下げ中の人は、老齢基礎年金の受給がありませんので、支援給付金の支給もありません。

年金生活者支援給付金の問い合わせ（前年の収入や世帯全員の所得額などを含む）は、0570-05-4092（ナビダイヤル）になります。